

流域治水協議会と大規模氾濫に関する減災対策協議会 今後の進め方

関東地方整備局
江戸川河川事務所

1. 今後の進め方

緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、減災対策協議会において「地域の取組方針」の作成・フォローアップを実施すると共に、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置づけることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

大規模氾濫減災協議会

緊急行動計画 H28～R2(5か年) ⇒ R3～R7(5か年)

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、
水防体制の充実など

水防災意識社会再構築協議会における地域の取組方針を流域治水プロジェクトのソフト施策(被害をできるだけ防ぐ、減らすための対策)として位置づける。

流域治水協議会

流域治水プロジェクト(R3～)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らす
ための対策

【洪水氾濫対策】

堤防整備、河道掘削、調節池整備、水閘門改築、
江戸川分派対策 等

【内水氾濫対策】

排水施設の整備、公共施設の耐水化 等

【流出抑制対策】

条例等に基づく流出抑制対策の指導・雨水貯留
浸透施設整備の支援充実、水田貯留、雨水貯留
施設の整備 等

被害対象を減少させる
ための対策

【土地利用や住まい方に関する対策】

高台まちづくりの促進
住まいの安全性向上のための制度の充実 等

被害の軽減、早期復旧・復興
のための対策

【水災害リスク情報の充実

ハザードマップの整備 等

【避難体制等の強化】

要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進
マイ・タイムライン等の普及促進

一時避難場所の整備・避難訓練の実施 等

【早期復旧の体制強化】

自治体職員を対象とした水防活動訓練等の実施 等

R3以降

2. 国からの提案事項

「流域治水協議会」と「減災対策協議会」の共同開催に向けた調整を実施する

◆ 現状

- 現在、江戸川河川事務所管内においては、「流域治水協議会」と「減災対策協議会」を別途開催している状況となっているが、内容的に共通する点が多いことや構成員である地方公共団体が双方で被っているところも有り。
※ 流域治水協議会・減災対策協議会共に、「江戸川流域」と「中川・綾瀬川流域」については、既に共同開催で対応中。

◆ 国の通達等※の内容

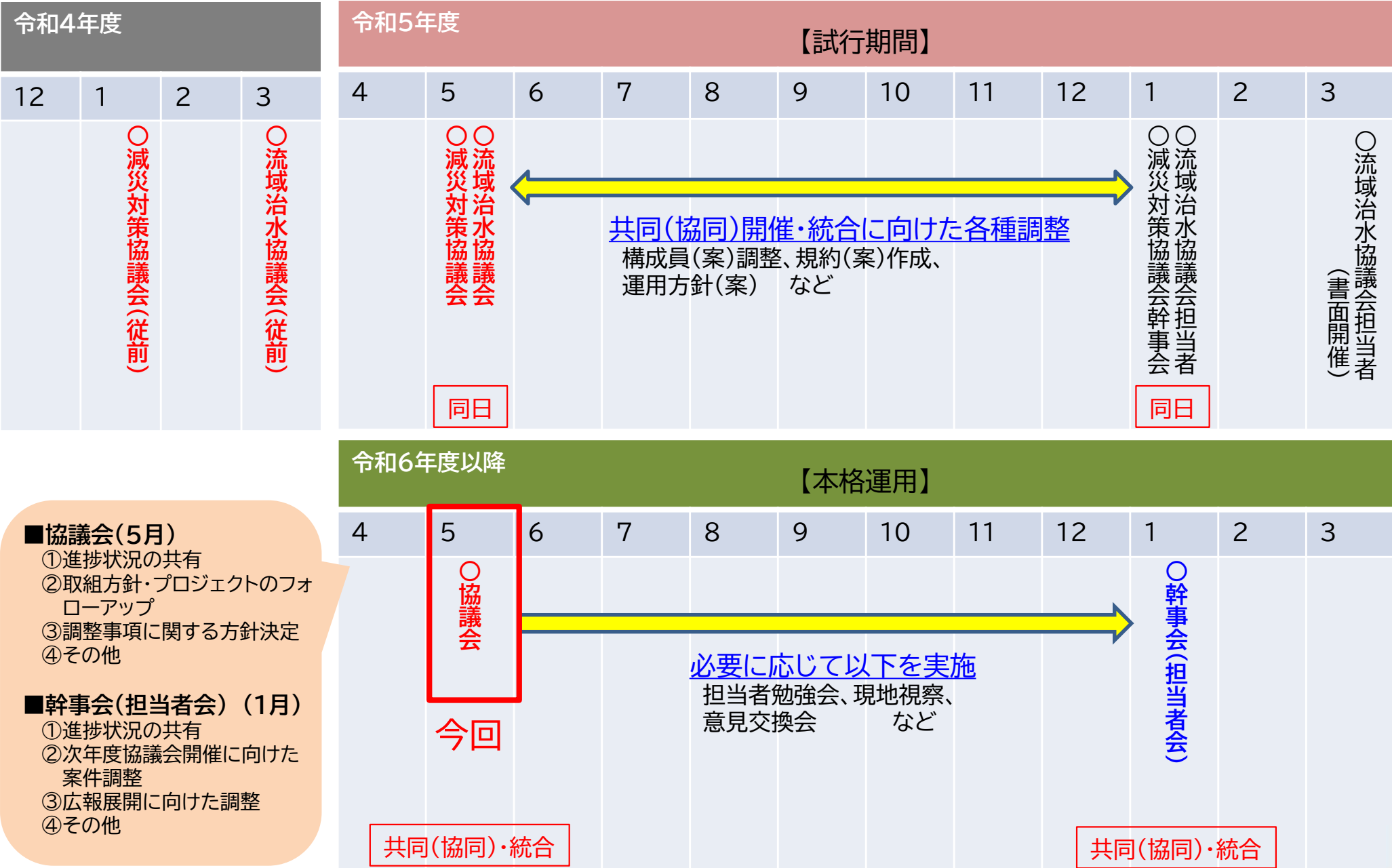
- 令和3年度中に「地域の取組方針」を見直すと共に「流域治水プロジェクト」にも反映すること
- 協議会の運営については、流域治水協議会などと構成員や協議事項の相違に留意したうえで、同日開催とするなど、**効率的な実施**を図られたい
- 今後の大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策(ソフト対策)を協議することを想定
※ 令和3年5月18日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長等通知



◆ 今後の対応

- 今後、特定都市河川指定に伴う「流域水害対策協議会」も新たに設置される見込み。
- 協議会出席に係る地方公共団体等の負担軽減、及び流域治水プロジェクトとの整合を図る観点から、各協議会の関係性について整理を行った上で、「流域治水協議会」と「減災対策協議会」を**共同開催**としていきたい
- 令和5年度中の検討・調整をふまえ、**令和6年度から正式運用**を目指す

3. 今後の調整に向けたロードマップ（案）



＜江戸川流域治水及び減災対策協議会＞ 規約（案）

（設置）

第1条 「江戸川流域治水及び減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

1. 令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、江戸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
2. 平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づき、江戸川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。

（対象河川）

第3条 協議会は、第2条第1項第2号に関して、江戸川、利根運河、坂川、坂川（放水路）及び北千葉導水路における江戸川河川事務所管理区間を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 第2条第1項第1号に關すること。

- 一 江戸川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 四 前記二および三に関する広報の検討と実施。
 - 五 その他、流域治水に関して必要な事項。
2. 第2条第1項第2号に関すること。
- 一 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
 - 三 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（部会）

- 第6条 第5条第1項第1号の実施事項を行うにあたり特に検討を要する事項については、必要に応じ協議会に部会を設置することができる。
- 2 部会の設置にあたっては、別途規約を定めることとする。
 - 3 部会は、協議会の構成員及び構成員が属する組織の者により構成する。

（幹事会）

- 第7条 協議会は、第5条第1項第2号の実施事項を行うにあたり、協議会にの下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営・進行・招集は、事務局が行う。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。
 - 5 第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（会議の公開）

- 第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第10条 協議会等の事務局は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所に置くこととし、各号に拠る。

1. 計画課：第2条第1項第1号に関すること。

2. 防災対策課：第2条第1項第2号に関すること。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和6年 月 日から施行する。

江戸川流域治水協議会及び減災対策協議会構成員

組織名	所属・職名
茨城県	土木部 河川課長
	防災危機管理部 防災・危機管理課長
埼玉県	下水道局 下水道事業課長
	県土整備部 参事兼河川砂防課長
	危機管理防災部 災害対策課長
千葉県	防災危機管理部 防災対策課長
	県土整備部 河川整備課長
	県土整備部 河川環境課長
東京都	下水道局 計画調整部 再構築・浸水対策推進担当課長
	建設局 河川部 計画課長
	建設局 河川部 防災課長
	総務局 総合防災部 計画調整担当課長
	総務局 総合防災部 防災対策課長
	交通局 総務部 安全管理担当部長
	都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長
五霞町	五霞町長
さいたま市	さいたま市長
春日部市	春日部市長
草加市	草加市長
越谷市	越谷市長
久喜市	久喜市長
八潮市	八潮市長
三郷市	三郷市長
幸手市	幸手市長
吉川市	吉川市長
杉戸町	杉戸町長
松伏町	松伏町長
野田市	野田市長
松戸市	松戸市長
流山市	流山市長
柏市	柏市長
市川市	市川市長
浦安市	浦安市長
船橋市	船橋市長
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 技術統括部 施設部長
	安全推進部長
京成電鉄株式会社	安全推進部長
東京地下鉄株式会社	鉄道本部 安全・技術部長
流鉄株式会社	鉄道部長
北総鉄道株式会社	安全推進担当課長
首都圏新都市鉄道	安全総括部長
東京管区气象台	東京管区气象台 気象防災部長
熊谷地方气象台	熊谷地方气象台長
水戸地方气象台	水戸地方气象台長
銚子地方气象台	銚子地方气象台長
国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長

オブザーバー

組織名	所属・職名
農林水産省関東農政局	農村振興部 設計課 水利計画官
環境省関東地方環境事務所	環境対策課 地域適応推進専門官

江戸川流域治水協議会及び減災対策協議会構成員 幹事会構成員

組織名	所属・職名（危機管理担当）	所属・職名（水防担当）
茨城県	—	土木部 河川課 水防災・砂防対策室長
	防災危機管理部 防災・危機管理課 課長補佐	—
埼玉県	—	県土整備部 河川砂防課 防災担当副課長
	危機管理防災部 災害対策課 副課長	—
千葉県	防災対策課 災害対策室長	—
	—	河川環境課 防災対策室長
東京都	総務局 総合防災部 計画調整担当課長	—
	総務局 総合防災部 防災対策課長	—
	—	建設局 河川部 防災課 統括課長代理
	交通局 総務部 安全対策推進課長	—
五霞町	生活安全課長	同左
さいたま市	総務局 危機管理部 防災課長	建設局 土木部 河川課長
春日部市	防災対策課長	河川課長
草加市	危機管理課長	建設管理課長
越谷市	危機管理室長	建設部 河川課長
久喜市	消防防災課長	同左
八潮市	危機管理防災課長	道路治水課長
三郷市	危機管理防災課長	河川課長
幸手市	危機管理防災課長	同左
吉川市	危機管理課長	河川下水道課長
杉戸町	危機管理課長	同左
松伏町	総務課長	まちづくり整備課長
野田市	市民生活部 防災安全課長	建設局 土木部 管理課長
松戸市	総務部 危機管理課長	建設部 河川清流課長
流山市	防災危機管理課長	河川課長
柏市	防災安全課長	河川排水課長
市川市	危機管理課長	河川・下水道管理課長
浦安市	危機管理課長	道路整備課長
船橋市	危機管理課長	同左
足立区	総合防災対策室 調整担当課長	都市建設部 事業調整担当課長
葛飾区	地域振興部 危機管理課長	都市整備部 調整課長
江戸川区	危機管理部 防災危機管理課長	土木部 計画調整課長
東武鉄道株式会社	安全推進部課長	—
京成電鉄株式会社	安全推進部防災・セキュリティ担当課長	—
東京地下鉄株式会社	鉄道本部 安全・技術部 課長（防災）	—
流鉄株式会社	鉄道部 次長	—
北総鉄道株式会社	安全推進担当課長	—
首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部 企画調整課長	—
国土交通省 気象庁 東京管区气象台	東京管区气象台気象防災部 気象防災情報調整官	同左
気象庁 水戸地方气象台	防災管理官	—
気象庁 銚子地方气象台	防災管理官	—
気象庁 熊谷地方气象台	防災管理官	—
国土交通省 関東地方整備局	江戸川河川事務所 副所長	同左

＜中川・綾瀬川流域治水及び減災対策協議会＞ 規約（案）

（設置）

第1条 「中川・綾瀬川流域治水及び減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

1. 令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、中川・綾瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
2. 平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づき、中川・綾瀬川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。

（対象河川）

第3条 協議会は、第2条第1項第2号に関して、中川・綾瀬川における江戸川河川事務所管理区間を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 第2条第1項第1号に関すること。
 - 一 中川・綾瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 四 前記二および三に関する広報の検討と実施。
 - 五 その他、流域治水に関して必要な事項。
2. 第2条第1項第2号に関すること。
- 一 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
 - 三 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（部会）

- 第6条 第5条第1項第1号の実施事項を行うにあたり特に検討を要する事項については、必要に応じ協議会に部会を設置することができる。
- 2 部会の設置にあたっては、別途規約を定めることとする。
 - 3 部会は、協議会の構成員及び構成員が属する組織の者により構成する。

（幹事会）

- 第7条 協議会は、第5条第1項第2号の実施事項を行うにあたり、協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営・進行・招集は、事務局が行う。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。
 - 5 第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（会議の公開）

- 第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第10条 協議会等の事務局は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所に置くこととし、各号に拠る。

1. 計画課：第2条第1項第1号に関すること。

2. 防災対策課：第2条第1項第2号に関すること。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和6年 月 日から施行する。

中川・綾瀬川流域治水協議会及び減災対策協議会構成員

組織名	所属・職名
茨城県	土木部 河川課長
埼玉県	下水道局 下水道事業課長
	県土整備部 参事兼河川砂防課長
	危機管理防災部 災害対策課長
東京都	下水道局 計画調整部 再構築・浸水対策推進担当課長
	建設局 河川部 計画課長
	建設局 河川部 防災課長
	総務局 総合防災部 計画調整担当課長
	総務局 総合防災部 防災対策課長
	交通局 総務部 安全管理担当部長
	都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長
五霞町	五霞町長
さいたま市	さいたま市長
熊谷市	熊谷市長
川口市	川口市長
行田市	行田市長
加須市	加須市長
春日部市	春日部市長
羽生市	羽生市長
鴻巣市	鴻巣市長
上尾市	上尾市長
草加市	草加市長
越谷市	越谷市長
桶川市	桶川市長
久喜市	久喜市長
北本市	北本市長
八潮市	八潮市長
三郷市	三郷市長
蓮田市	蓮田市長
幸手市	幸手市長
吉川市	吉川市長
白岡市	白岡市長
伊奈町	伊奈町長
宮代町	宮代町長
杉戸町	杉戸町長
松伏町	松伏町長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
東日本旅客鉄道株式会社	大宮支社 鉄道事業部 安全企画ユニット ユニットリーダー
東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 技術統括部 施設部長
	安全推進部長
秩父鉄道株式会社	技術部長
京成電鉄株式会社	安全推進部長
東京地下鉄株式会社	鉄道本部 安全・技術部長
北総鉄道株式会社	安全推進担当課長
首都圏新都市鉄道	安全総括部長
東京管区気象台	東京管区気象台 気象防災部長
熊谷地方気象台	熊谷地方気象台長
水戸地方気象台	水戸地方気象台長
独立行政法人水資源機構	利根導水総合管理所長
国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長

オブザーバー

組織名	所属・職名
農林水産省関東農政局	農村振興部 設計課 水利計画官
環境省関東地方環境事務所	環境対策課 地域適応推進専門官

中川・綾瀬川流域治水協議会及び減災対策協議会 幹事会構成員

組織名	所属・職名（危機管理担当）	所属・職名（水防担当）
埼玉県	—	県土整備部 河川砂防課 防災担当副課長
	危機管理防災部 災害対策課 副課長	—
千葉県	防災対策課 災害対策室長	—
	—	河川環境課 防災対策室長
東京都	総務局 総合防災部 計画調整担当課長	—
	総務局 総合防災部 防災対策課長	—
	—	建設局 河川部 防災課 統括課長代理
	交通局 総務部 安全対策推進課長	—
草加市	危機管理課長	建設管理課長
越谷市	危機管理室長	建設部 河川課長
八潮市	危機管理防災課長	道路治水課長
三郷市	危機管理防災課長	河川課長
吉川市	危機管理課長	河川下水道課長
松伏町	総務課長	まちづくり整備課長
足立区	総合防災対策室 調整担当課長	都市建設部 事業調整担当課長
葛飾区	地域振興部 危機管理課長	都市整備部 調整課長
江戸川区	危機管理部 防災危機管理課長	土木部 計画調整課長
東武鉄道株式会社	安全推進部課長	—
京成電鉄株式会社	安全推進部防災・セキュリティ担当課長	—
東京地下鉄株式会社	鉄道本部 安全・技術部 課長（防災）	—
北総鉄道株式会社	安全推進担当課長	—
首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部 企画調整課長	—
国土交通省 気象庁 東京管区气象台	東京管区气象台気象防災部 気象防災情報調整官	同左
気象庁 熊谷地方气象台	防災管理官	—
国土交通省 関東地方整備局	江戸川河川事務所 副所長	同左